



# 配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

## ～あなたの年金が変わる～ 大切なお知らせ



Step  
1

以下の勤め先が対象です。

2016年10月～

従業員数  
501人以上  
の勤め先

2022年10月～

従業員数  
101人以上  
の勤め先

2024年10月～

従業員数  
51人以上  
の勤め先

Step  
2

以下の全てにチェックが入った方が対象です。

check 週の所定労働時間が  
 20時間以上

check 所定内賃金が  
 月額8.8万円以上※

check 2ヶ月を超える雇用の  
 見込みがある

check 学生ではない

※基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与等は含みません。



### 適用拡大 特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

説明動画はこちら



### ご自身の年金額を調べたい方は 公的年金 シミュレーター

<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>





配偶者の扶養の範囲内で  
お勤めのみなさまにお知らせ。

あなたの年金・医療保険が  
変わります。

Point

1

## 年金の3つの保障が充実!

これまで

これから

厚生年金も受け取れます。

給付が  
上乘せ

老齢 基礎年金	障害 基礎年金	遺族 基礎年金	老齢 厚生年金 +	障害 厚生年金 +	遺族 厚生年金 +
------------	------------	------------	-----------------	-----------------	-----------------

年金が“2階建て”になり保障がワイドになります!

年を取ったら受け取る

障害と認定されたら受け取る

働き手が亡くなったら受け取る

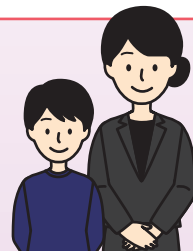
老齢  
年金



障害  
年金



遺族  
年金



Point

2

## 医療保険がさらに充実!

傷病手当金

病休期間中、  
給与の2/3相当を支給



出産手当金

産休期間中、  
給与の2/3相当を支給



### 扶養基準(130万円)を意識せず働けるようになります。

これまでは、被扶養配偶者の年収が130万円以上になると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上等の各種要件を満たした場合に、厚生年金(厚年)・健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚年・健保)(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

これまで

これから

●保険料のご負担

130万円以上	国民年金・国民健康保険加入
本人負担なし	本人 22,700円/月

●年金支給

国民年金のみに加入しているため年金は増額されません。

基礎年金(終身)	基礎年金(終身)
----------	----------

※金額は一例です。

●保険料のご負担

月収8.8万円以上	厚生年金・健康保険加入
本人負担なし	会社 12,500円/月
	本人 12,500円/月

●年金支給

厚生年金に加入するため年金が増額されます。

基礎年金(終身)	厚生年金(終身)
	基礎年金(終身)

※金額は一例です。